

防災・危機対策に関する提言書

平成26年5月21日

千葉県議会防災・危機対策調査特別委員会

委員長 米 持 克 彦

副委員長 伊 藤 康 平

委 員 麻 生 紀 雄 小 田 求

村 尾 伊佐夫 秋 葉 忠 雄

小松崎 文 嘉 佐々木 友 樹

小 川 智 之 三 瓶 輝 枝

佐々木 久 昭 市 原 弘

布 施 貴 良 福 永 洋

目 次

I はじめに

II 提言

- 1 危機管理センターの整備について 1
- 2 液状化対策について 2
- 3 首都直下地震への対応について 3
- 4 地域防災計画の見直しについて 4

I はじめに

本特別委員会は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を契機とし、市内の復興対策について調査するとともに、防災・危機対策に関する事項に係る諸問題について調査することを目的に、同年5月の第1回臨時会において設置されました。

今期の特別委員会では、前期からの申し送りに基づき、液状化対策、危機管理センターのあり方、及び首都直下地震に備えた対策の3項目を中心に調査を行ってきたほか、地域防災計画の見直しについても随時調査を実施するなど、精力的に調査活動を進めてまいりました。

また、調査活動の参考とするため、神戸市などの先進市への視察のほか、東日本大震災被災地への派遣職員の活動報告の聴取や、防災対策に係る学識経験者を招いての講演会を実施するなど、さまざまな視点から防災対策についての知識を深めてきたところであります。

これまでの活動を通じて、近い将来発生が予想されている首都直下地震を見据え、本市防災の拠点となる危機管理センターの速やかなる整備を推進することで「公助」の基盤を確立することはもとより、市民みずからの命はみずから守るという「自助」、互いに助け合い命を守る「共助」の意識をより高め、地域における防災体制の構築を促進することの重要性を再認識いたしました。

また、液状化対策に当たっては、調査を進める中で、液状化対策工事に伴う費用負担や、地域住民との協議の進め方などについての諸課題も浮き彫りとなりました。

そこで、本市の総合防災力の一層の向上に資するよう、これまでの調査・研究の結果を踏まえ、中・長期的に取り組むべき事項について提言書を作成いたしましたので、今後の防災・危機管理施策に反映していただきますよう強く要望いたします。

Ⅱ 提 言

1 危機管理センターの整備について

【現状と課題】

危機管理センターの整備に向けた基本構想の策定が予定されているところであるが、いつ何どき発生するかわからない災害に備え、オペレーションルームや総合的な防災情報システムなど、災害対策本部機能の早急な確保・向上が求められており、それらの適切なあり方をどのように具体化していくのかが課題となっている。

【提 言】

(1) 危機管理センターの整備に当たっては、大規模災害時における防災拠点として中心的な役割を果たすことから、他都市の設置状況や、現庁舎の今後の整備状況等を踏まえつつ、最適な整備のあり方を検討すること。

また、当該センターが被災する等の方が一の事態に備え、副次的施設を設置するなどの措置を講ずること。

(2) いかなるときにも防災機能を発揮できるよう、初動対応に必要となるシステムや被災者支援システム等を含め、災害情報共有システムを中心とした総合的な防災情報システムの整備充実に努めること。

また、災害時だけでなく、当該システムを平常時における避難訓練や防災施策に係る周知啓発活動等に活用する観点も考慮すること。

2 液状化対策について

【現状と課題】

モデル地区（磯辺4丁目）において地下水位低下工法の実証実験が実施され、その有効性が確認できたところであり、その他の地区においては、格子状地中壁工法による液状化対策が検討されている。それらの工法による早期着工を実現するためには、地域住民の合意形成に向けた協議の進め方や工事に係る費用負担等の諸課題の解決が求められる。

【提 言】

- (1) 液状化対策の実施に伴う住民負担の軽減に向け、国に対し引き続き支援を要請するとともに、できる限り多くの住民の同意が得られるよう、国や市による住民への支援策を検討すること。
- (2) 早期に快適な住民生活が回復されるよう、各被災地区の実情を踏まえた最適な工法の早期確立に努めるとともに、地元へのきめ細かな情報提供に意を用いること。
- (3) 地下水位低下工法の有効性が確認できた地区においては、今後、市街地液状化対策事業計画が策定されることになるが、計画の実施に向けた地元との協議においては、対策工事に係る住民の多様な意見や要望などを十分に斟酌し、丁寧な対応に努めること。
- (4) 地下水位低下工法の実証実験が進められている被災地区においては、その有効性が確認できたところであるが、当該地区以外の被災地域においては、地層が異なるため、同工法の適用が困難とされており、格子状地中壁工法導入による工事着工が検討されている。
しかし、費用負担の問題から住民合意が得られるまで相当な期間を要するものと予想されるため、国に対し復興交付金事業の計画期間の延長を引き続き要請すること。

3 首都直下地震への対応について

【現状と課題】

首都直下地震に向けては、人的被害の広がりを予防する観点から、いかに減災を実現できるかが肝要であり、そのためには平常時より、避難所や自主防災組織での持続的な訓練などのソフト面、また、公共施設や住宅の耐震化などのハード面での備えの充実が課題となる。

【提 言】

- (1) 自主防災組織の結成率向上に向け、地域防災に係る意識啓発に努めるとともに、防災意識の維持・向上を図る観点から、若い世代の住民の参加等を促し、平常時の避難訓練など活発な活動が継続されるよう意を用いること。
- (2) 九都県市合同防災訓練については、市民が理解しやすく、防災意識の醸成や災害時の備えにつながる各種訓練内容等の周知を行い、参加者数の増加に取り組むこと。
また、避難所担当職員がより主導的に活動できるよう、活動要領等のさらなる周知啓発に努めること。
- (3) 被災時に他の自治体や関係機関からの応援を迅速かつ効率的に受け入れられるよう、神戸市などの先進事例を参考としながら、災害受援計画の策定に向け取り組むこと。
- (4) 東日本大震災による液状化被害が発生した地区においては、同規模の地震を想定した対策の検討が進められているが、今後想定される首都直下地震を念頭に置きながら、研究機関や学識経験者の調査・研究による液状化のメカニズムの解明等に取り組み、今後の対策に生かすこと。
- (5) マンホールトイレについては、長期にわたる避難所生活において重要な役割を果たすことから、地域バランス等に配慮しつつ、着実な整備推進に努めること。
また、下水道の計画的な耐震化の推進にも意を用いること。
- (6) 各家庭への感震ブレーカーや家具転倒防止金具の設置については、大きな減災効果が期待できることから、その設置効果や補助制度について市民に広く周知し、当該機具等の設置を促進すること。
また、木造建築物等の不燃化対策など、その他減災対策についても検討すること。
- (7) 耐震改修補助制度を拡充し、住宅の耐震化を促進するよう努めること。

4 地域防災計画の見直しについて

【現状と課題】

東日本大震災を受けての災害対策基本法の改正等に伴い、本市においても地域防災計画の随時見直しを行っているところであるが、当該計画の見直しにあわせ、市民にとってより実践的な災害対応に資するものとするための手法の検討が必要である。

【提 言】

- (1) 市民みずから作成する地区防災計画については、各地区の実情に応じた効果的な防災活動に結びつくものとするため、地域への適切な情報提供に努めるとともに、当該計画の運用と既存の避難所運営委員会の運営との整合性が図られるよう意を用いること。
- (2) 指定緊急避難場所については、災害発生時に住民が円滑に避難できるよう、指定内容等の周知徹底を図ること。
- (3) 指定避難所の指定に当たっては、公共施設のみならず、規模や交通等の条件に適合した民間施設も指定の対象とすべきであると考えことから、これらの施設を設置運営する民間事業者にも協力を要請すること。
- (4) 避難行動要支援者名簿については、災害発生時に多くの手が要支援者に行き渡るよう、名簿情報の提供先となる団体数の拡大に努めること。
また、名簿の作成及び提供に当たっては、名簿登載者本人への意思確認や情報管理の徹底に遺漏なきよう取り組むこと。
- (5) 災害発生時において避難行動要支援者名簿が有効に活用されるよう、提供先となる団体に対し、その管理方法等について指導するとともに、当該名簿を利用した避難訓練の実施を促すなど、きめ細やかな対応に努めること。
- (6) 被災証明書については、首都直下地震などの大規模災害時において円滑な交付が求められることから、住家被害の調査に当たる職員の育成に努めること。
- (7) 地域防災計画の見直された事項については、市民が理解しやすい表現で伝達すること。

- (8) 災害時要援護者に対し十分な支援の手が行き渡るよう努めるとともに、年齢や性別の違いなど多様な人々にも十分配慮した防災体制の構築を図ること。
また、2020年に東京オリンピック・パラリンピックの開催が予定されていることをはじめとして、今後、市域に多くの外国人が訪れることを想定した首都直下地震等への対策を検討すること。
- (9) 危機管理センターの基礎調査を踏まえ、先進自治体のシステムを参考に、防災情報システムに必要な機能を検討し、システム全体の構成図を掲載し、市民への周知啓発に活用すること。
- (10) 小学校・中学校等における児童・生徒の発達段階に応じた防災教育を推進すること。
- (11) 震災後における早期復旧・安定供給が図られるよう、各関係機関と連携し、電気・ガス・水道などライフラインの安全対策を進めること。